

平成 30 年第 5 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 5 月 25 日（金）
午後 2 時 00 分から午後 5 時 00 分
2. 開催場所 西海公民館 2 階講堂
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員（18 人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海	
	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	
	12 番	松尾 均	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	
	15 番	朝長 久夫	16 番	辻尾 政幸	18 番	水嶋 政明	
	19 番	三枝 政人					
5. 欠席委員（1 人）

	17 番	山下 裕史
--	------	-------
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 27 号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第 28 号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 なし
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主任主事：谷内美佳
主任主事：本田美春
8. 会議の概要
事務局 只今から平成 30 年西海市農業委員会第 5 回総会を開会いたします。本日、17 番：山下委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。
出席委員は在任委員 19 名中 18 名で、定足数に達しておりますの

で総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、8番：知念委員、9番：高口委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

なお、今回の総会は推進委員も同席いただいておりますので、採決につきましては農業委員の挙手により決したいと思っておりますのでご協力をお願いします。

また、第23号議案の1番について、私しに関する事案がありますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により退席いたします。議長は会長代理にお願いいたします。

会長代理 それでは議長を務めます。

議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は2頁になります。ここで資料の修正をお願いします。所在地・地番の下段に集計欄がありますが、計1筆45,943㎡と記載していますが、計6筆45,943㎡となりますので修正をお願いします。説明に入ります。物件は西海町中浦北郷字椎ノ木、の畑と、中浦南郷字野口の畑、同郷字旗杭の畑、同郷下モ小川の田、同郷字稗田の畑、計6筆・45,943㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法第3条の許可あり次第、所有権移転（贈与）の登記を行うで、経営移譲年金の受給申請手続きに伴い、譲り渡し人へ所有権移転するものとなっております。

権利種別は所有権移転「贈与」となっております。農地法第3条第2

項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から13頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5・6頁に現況写真、7から10頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。11項から13頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで約0.1kmから4kmにあります。車で約15分以内のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは1番について補足説明を地区担当委員お願いします。

5番 申請人立会いのもと現地を確認し、後継者の方からも聴き取りをしました。非常に熱心な若者であり、何ら問題はないものと判断いたします。よろしくご審議ください。

議長 ただ今、議案第23号の「1番」について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することに異議のない方の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 ここで議長を降壇いたします。これより先は会長をお願いします。

会長 それでは議長を交代いたします。

議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 2番を説明いたします。資料は14頁になります。ここで資料の修正をお願いします。農機具保有状況についてですが、トラクター1台の所有となり、トラック2t、スピードスプレー、ウッドチップパーは削除となります。軽トラック1台を所有と聞いておりますので修正をお願いします。説明に入ります。物件は西海町太田和郷字茶林の畑、

計1筆・1, 220㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法第3条の許可あり次第、贈与による所有権移転の登記を行うとなっています。過去に交換をしていたが登記を行っていなかったことが判明し今回の申請手続きにいたったと聞いております。

権利種別は所有権移転「贈与」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は15頁から19頁までで、15頁に位置図、16頁に付近状況図、17頁に現況写真、18頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。19頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで約0.3kmで、徒歩で約3分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは2番について補足説明を地区担当委員お願いします。

5番 先日申請者立会いのもと現地を確認しました。事務局説明のとおり、過去に交換をしていたが登記を行っていなかったことが判明し今回の申請手続きにいたったということで、双方理解の上でのことを確認いたしました。特段、問題はないものと思われまますのでよろしくご審議ください。

議長 ただ今、議案第23号の「2番」について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することに異議のない方の挙手を求めます。
 《挙手多数》

議長 挙手多数と認めます。
 よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第23号の3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 「3番」を説明いたします。資料は20頁になります。物件は西海町黒口郷字野田の田、計3筆・1,633㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法第3条の許可あり次第、直ちに所有権移転の登記を行うとなっています。

権利種別は所有権移転「売買」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は21頁から27頁までで、21頁に位置図、22頁に付近状況図、23から25頁に現況写真、26頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。27頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで約1.1kmで、車で約3分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは3番について補足説明を地区担当委員お願いします。

13番 譲り受け人に対し、譲り渡し人から耕作について相談があり、結果、売買して耕作するという事で合意に至ったということでした。現地も確認し、何ら問題はないと判断いたしました。よろしくご審議ください。

議長 ただ今議案第23号の「3番」について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第23号の4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 「4番」を説明いたします。資料は28頁になります。物件は西海

町七釜郷字中赤ハゲ、の畑、計1筆・30㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法第3条の許可あり次第、贈与による所有権移転の登記を行うとなっています。持分で所有している土地の持分を譲り受け人へ贈与による権利移転をおこなう申請手続きとなっております。

権利種別は所有権移転「贈与」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は29頁から33頁までで、29頁に位置図、30頁に付近状況図、31頁に現況写真、32頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。33頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで約1kmで、車で約5分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは4番について補足説明を地区担当委員お願いします。

地区担当
推進委員 本人と推進委員で現地確認及び聴き取りをしました。以前から所有形態は申請人になっていたが、共有人数が多く登記が済んでいなかったと言うことで、今回そろった部分について手続きをしたいと言うことでした。譲り渡し人とも話を聞くことができました。意見としては特段問題はないものと思われま

議長 ただ今議案第23号の「4番」について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。

13番 写真の下部に黒い丸いようなものが見えますが、排水か何かですか。

推進委員 水入れか何かだと思います。機械とか配管とか固定したものではありません。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することに異議のない方の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第23号の5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 「5番」を説明いたします。資料は34頁になります。物件は西彼町下岳郷字クワクワラゲ、の畑、計1筆・47㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り渡し人の理由・以前譲り渡していたため名義変更したい。譲り受け人の理由・申請地は自作地に隣接しており耕作に便利のため。許可あり次第、贈与による所有権移転の登記を行うとなっております。過去に交換をしていたが所有者を変更する登記を行っていなかったことが判明し、今回の申請手続きになりましたと聞いております。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は35頁から39頁までで、35頁に位置図、36頁に付近状況図、37頁に現況写真、38頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。39頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで約1.6kmで、車で約5分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは5番について補足説明を地区担当委員をお願いします。

9番 双方にお会いして話を伺いました。以前譲り渡していたため名義変更したいとのことで、譲り受けの理由は申請地は自作地に隣接しており耕作に便利のため贈与による所有権移転を行うとのことでした。特段問題はないものと思われまますのでよろしくご審議ください。

議長 ただ今議案第23号の「5番」について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長

挙手多数と認めます。

よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長

次に議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は40頁になります。所在が西彼町喰場郷字江迎、の畑・計1筆・123㎡で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在の資材置場はそのまま利用し、申請地に資材置場を新たに確保するとなっています。

添付資料は、41頁から47頁までで、41頁に位置図、42頁に付近状況図、43頁に現況写真、44頁に字図、45頁に航空写真を添付しています。46頁に被害防除計画書、47頁に土地利用計画図を添付しています。自宅から16m離れた申請地123㎡に足場500kg、型枠20枚を保管する資材置場を整備する計画となっています。46頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、(1)切土を行う最高0.3m、最低0m、被害防除措置として法面保護をする。高低差がある箇所(南側)は法面保護を施すため土砂流出の恐れはありません。(2)近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置の内容又は被害の恐れがない理由として、申請地に隣接する農地はないため、日照、通風、耕作等に支障はありません。(3)排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、発生しません。農地区分について、申請地は宅地や道路や原野及び畑(荒地)に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは補足説明を担当委員をお願いします。

10番

先日、本人立会いのもと確認してまいりました。国道と林地に挟まれた農地で、日照も悪く、耕作には不向きなように感じました。現地状況も近隣の農地等に支障を与えることもないので特段問題は無いものと思います。よろしくご審議ください。

議 長

ただ今議案第24号について説明がありました。これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議のない方の挙手を求めます。

《挙手多数》

議 長 挙手多数と認めます。

よって、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は48頁になります。所在が大島町字笠岩谷、の畑・計1筆・99㎡で利用状況は不耕作となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在、市営住宅に住んでいますが、子供が大きくなり部屋が狭小になったため、住宅を建設しようと考えています。となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

添付資料は、49頁から57頁までで、49頁に位置図、50頁に付近状況図、51頁に現況写真、52頁に字図、53頁に航空写真を添付しています。54頁に被害防除計画書、55頁に配置図、56頁に平面図、57頁に立面図を添付しています。木造合金メッキ鋼板葺き平屋建の住宅1棟71.21㎡を新築する申請となっています。54頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、(1)盛土を行う最高0.5m、最低0m、被害防除措置として擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として「現在不耕作である隣地 番 (畑) に向けて土地の傾斜がついているが、その間に擁壁を作り前面道路に向けて傾斜をつけコンクリートで覆うので土砂流出等の被害の発生の恐れはない。(2)近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物の高さを加減する。高さ4.73m程度、被害発生の恐れがない理由として、「建物を平家建てにすることより、近傍農地への日照等著しい被害の発生の恐れはない。」(3)排水計画ですが、雨水は市道側溝、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路や原野及び畑(荒地)に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地とい

えますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

18番 先日、推進委員と一緒に現地を確認しました。譲り受け人等とは連絡がつかず推進委員との立ち会いとなりました。現状は不耕作の状態
で、隣接地とあわせて住宅を建築するということでした。近傍農地への日照、通風、耕作等、また排水等についても問題はないと判断しましたので、ご審議方よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第25号について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議のない方の挙
手を求めます。
《全員挙手》

議 長 挙手多数と認めます。
よって、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第26号「農地利用集積計画の決定について」を議題とい
たします。
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の58頁をお願いします。議案第26号「農用地利用集積計画
の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案するもので
あります。

59頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は合意解約5筆・13,443㎡と「使用貸借権・賃貸借権設定」（県公社借入分）、計9筆・10,169㎡が計上されています。

60頁は合意解約で3件・5筆13,443㎡が計上されています。貸借契約が解消されるもの4筆と農地中間管理事業へ移行するもの1筆となっています。61頁は県公社が借入を行う分で、賃貸借「10年」のもの計3件・9筆・10,169㎡の各筆明細となっています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たして

いると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 26 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙
手を求めます。
《全員挙手》

議 長 　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 26 号「農地利用集積計画の決定について」につ
きましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 　　次に議案第 27 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画
(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　62 頁をお願いします。議案第 27 号「農地中間管理事業における
農用地利用配分計画に関する意見について」農地中間管理事業の推進
に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判
断を求める。となっております。資料は 63 頁から 66 頁です。先ほど
61 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 9 筆に対して、県
農業振興公社から「3 者」に対し、賃貸借「10 年」のもの、合計 9
筆の配分の各筆明細となっております。1 番から 7 番の 7 筆については、
佐世保市針尾東町にお住まいの担い手が取り組む農地中間管理事業分
となっております。8 番の 1 筆については西彼町小迎郷の担い手の方が
取り組む農地中間管理事業分、9 番の 1 筆は西彼町亀浦郷の担い手
の方が取り組む農地中間管理事業分となっており、各筆の地番・地目・
面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。64
頁から 66 頁にそれぞれの借り手・3 者分の経営状況を添付していま
す。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 において特に
問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

9 番 　　出し手の方は葡萄農家で手広く経営していますので問題はないと思
いますのでよろしくをお願いします。

11 番 　　農協退職後にのみかん部会の役員などを歴任されており、率先して

農業経営に従事されておりますので何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

19番 親子で経営しておられ、先日親御さんとも話をする機会がありました。水稻栽培に熱心な方ですので問題はないものと考えます。

議長 ただ今、議案第27号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

11番 1番から7番の貸し手の方は手広く葡萄栽培をされていると言うことですが、この土地を出した経過について質問します。

9番 出し手の方は葡萄農家で手広く経営されておられますが、申請地は葡萄は作っておらず、以前みかんを栽培していたところと思いますが、地区担当の推進委員にも意見を述べていただきたいと思います。如何でしょうか。

議長 では地区担当の推進委員いかがですか。

推進委員 当該地は耕作者が何度か変わったように記憶しておりますが、現在は地元の農業法人が耕作しているのではないかと思います。今回の更新で中間管理事業を通じた手続きと言うことではないかと思われませんが、詳細は把握しておりません。

事務局 出し手の方は説明にありましたように、別のところで葡萄栽培をされており、今回申請の農地について、このままでは遊休農地化してしまうので機構に出したということ、受け手の方は西海市内に樹園地を求めていたものがマッチしたと言う経過です。

5番 受け手の方は私の地元縁がある方で存じておりますが、熱心な方で問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 ほかに意見等ありませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 異議のない方の挙手を求めます。

《全員挙手》

- 議 長 挙手多数と認めます。
よって、議案第27号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。
- 議 長 次に議案第28号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは資料は67頁をお願いします。議案第28号「非農地通知の対象とする事の決定について」説明をいたします。今回は14筆・10, 148㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は2件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。ここで資料の修正をお願いします。67頁8番の字「奥山田」は「山田奥」となります。69頁の付近近況図で申請地2～3と記載していますが、申請地6～7となります。それぞれ修正をお願いします。
説明に入ります。1件目は1番から12番の12筆となり、資料は68頁から94頁です。所有者は西海町七釜郷の方です。68頁に位置図、69・70頁に付近近況図、71から82頁に対象地の現況写真、83から89頁に字図、90から94頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。
対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。
- 議 長 それでは1番から12番について補足説明を担当推進委員お願いします。
- 地区担当 先日、5番農業委員と申し出者と一緒に現地を確認しました。地図を頼りに行きましたが、分け入ることができないところが多く、申し出者も耕作した記憶がないとのことでした。どこも荒れ放題に荒れており、農地として復元する事は困難と思います。
- 議 長 ただ今、議案第28号の1番から12番について説明がありました。皆さんから何か意見等ありませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。

《全員挙手》

議 長 挙手多数と認めます。

よって、議案第28号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から12番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に13番と14番について説明をお願いします。

事務局 2件目は13・14番の2筆となり、資料は95頁から101頁です。所有者は西彼町下岳郷の方です。95頁に位置図、96頁に付近近況図、97頁に対象地の現況写真、98・99頁に字図、100・101頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 13番と14番について補足説明を担当委員をお願いします。

9番 先日現地を確認いたしました。2箇所とも雑木が繁っていて分け入ることは出来ませんでした。原野化しており非農地通知の対象として何ら問題はないものと思われますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第28号の13番・14番について説明がありました。皆さんから何か意見等ありませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。

《全員挙手》

議 長 挙手多数と認めます。

よって、議案第28号「非農地通知の対象とすることの決定について」の13番・14番について非農地通知の対象とすることに決定い

たします。

議 長 以上をもちまして本日の議案審議は終了いたしました。
皆さんのほうから何かありませんか。

5 番 非農地判断をする際に現地を地主も分からない場合があるというケースが今後出てくるとおられますので、事前に情報を提供していただきたいと思いますが。

事務局 申し出を受ける際、事前に協議をしますので、情報の共有など今後は更に委員さんと連携しながら進めてまいりたいと思います。

議 長 よろしくお願ひします。
ほかはないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成30年6月25日(月) 午後2時00分から
場所 西海公民館 1階会議室

これもちまして西海市農業委員会第5回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

平成30年5月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人